

大分県報

令和元年
第二五号
七月三十日

（火曜日）

目次

大分県道路交通法施行細則の一部改正……………	一
告 示	
一 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………	二
二 指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………	四
三 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	四
四 解除予定保安林……………	五
五 建築基準法による道路位置の指定……………	五
六 選挙管理委員会告示……………	六
七 地域交通安全活動推進委員の委嘱……………	六
八 土地改良区の役員の就退任（三件）……………	七
九 落札者等の公示……………	八
一〇 令和元年五月十七日付け大分県報第四号に登載の大分県告示第二十五号（指定予定保安林）中の訂正……………	九
一一 令和元年五月二十四日付け大分県報第六号に登載の大分県告示第四十三号（指定予定保安林）中の訂正……………	九

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年七月三十日
大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第1号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道212号の項に次のように加える。

日田市本町89番1地先から日田市大字三芳小瀬町21番1地先まで

別表第2の一般国道213号の項中

国東市安岐町塩屋字ホキ1356番1地先から国東市安岐町下原字カツラヲ758番1地先まで

国東市安岐町塩屋字ホキ1356番1地先から国東市安岐町下原字カツラヲ758番1地先まで

国東市武蔵町糸原字大海田3670番1地先から国東市国東町田深字下町461番3地先まで

道217号の項中

臼杵市大字藤河内字田中4706番から臼杵市大字末広字黒丸11番2まで

臼杵市大字藤河内字田中4706番から臼杵市大字末広字黒丸11番2まで

佐伯市駅前二丁目3498番2地先から佐伯市中村東町1552番1地先まで

道386号の項に次のように加える。

令和元年七月三十日

大分県報（公安委規則）

日田市大字日高字小ヶ瀬2757番25地先から日田市大字三芳小
瀬町21番1地先まで

別表第2の一般国道387号の項の次に次のように加える。

一般国道388号	佐伯市駅前二丁目3498番2地先から佐伯市駅前二丁目12400番10地先まで
----------	--

別表第2の県道中津高田線の項中

中津市大字牛神字堀田408番11地先から中津市大字諸田字浜
297番2まで

を

中津市大字牛神字堀田408番11地先から中津市大字諸田字浜 297番2まで	中津市大字島田字始耐蔵578番6地先から中津市大字島田字 村田537番1地先まで
--	---

に改め、同表の県道大

田杵築線の項の次に次のように加える。

県道日田玖珠線	日田市本町89番1地先から日田市三本松一丁目17番1地先ま で
---------	------------------------------------

別表第2の県道大在公共埤頭線の項の次に次のように加える。

県道鶴崎港線	大分市大字家島字東中洲1326番9地先から大分市大字一の洲 3番42地先まで
--------	---

別表第2の県道藤原杵築線の項の次に次のように加える。

県道津久見イノタ 一線	津久見市大字上青江字中通4034番から津久見市大字上青江字 衛後4570番2まで
----------------	---

別表第2の大分市道豊海16号線の項の次に次のように加える。

大分市道遊歩公園 西線	大分市府内町三丁目98番から大分市府内町三丁目95番まで
----------------	------------------------------

大分市道遊歩公園 東線	大分市大手町三丁目1番から大分市大手町三丁目1番まで
----------------	----------------------------

大分市道鶴崎・三 佐線	大分市三佐六丁目100番から大分市大字三佐1761番1まで
----------------	-------------------------------

別表第2の中津市道田尻和間線の項の次に次のように加える。

中津市道中央公園 北通り線	中津市大字島田字村田537番1地先から中津市豊田町14番3 地先まで
------------------	---------------------------------------

別表第2の日田市道高瀬工業団地線の項の次に次のように加える。

日田市道大原通り 線	日田市三本松一丁目17番1地先から日田市田島二丁目80番5 地先まで
---------------	---------------------------------------

別表第2の国東市道裏山大海田線の項の次に次のように加える。

佐伯市道日の出5 号線	佐伯市駅前二丁目12400番10地先から佐伯市日の出町12370番 74地先まで
佐伯市道駅前佐伯 大橋線	佐伯市中村東町1494番1地先から佐伯市中村南町1345番1地 先まで

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

〇 告 示

大分県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条本文及び第五十三条第一項本
文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に
指定した。

令和元年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団内 尾整形外科医院	訪問リハビリテ ーションセンタ ーうちお	中津市大字上宮 永三三一番地の 二	訪問リハビリテ ーション	平三二・四・一
〃	〃	〃	介護予防訪問リ ハビリテーション	〃
〃	デイケアセンタ ーうちお	〃	通所リハビリテ ーション	〃

社会福祉法人福寿会	〃	社会福祉法人豊心会	〃	医療法人恵愛会(社団)	〃	医療法人博慈会	〃	社会福祉法人大分県社会福祉事業団	〃	大分県勤労者医療生活協同組合	〃
日田延寿寮	〃	指定短期入所生活介護事業所亀川和幸苑	〃	中村病院通所リハビリテーション	〃	医療法人博慈会内田病院通所リハビリテーションうちだ	〃	大分県のぞみ園	〃	大分県勤労者医療生活協同組合佐伯診療所	〃
日田市大字石井字池ノ瀬二七一番地の二	〃	別府市亀川東町一一番一号	〃	別府市秋葉町八番二四号	〃	別府市末広町三番一号	〃	由布市挾間町赤野三三九番地一	〃	佐伯市中の島一丁目一四番二二号	〃
特定施設入居者生活介護	〃	短期入所生活介護	〃	通所リハビリテーション	〃	通所リハビリテーション	〃	通所介護	〃	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
医療法人玖寿会	合同会社原田カンパニー	〃	合同会社N's Link	〃	社会医療法人小寺会	〃	合同会社ふくろう	医療法人利光会	〃	有限会社福祉総合ケアハウス	〃
ヘルパーステーションきりかぶ	訪問介護ステーション心ichi	〃	訪問看護ステーションすまいる	〃	訪問リハビリテーション鶴見の太陽	〃	訪問看護ステーションふくろう	五反田病院訪問看護	〃	介護付有料老人ホームおおたの郷	〃
玖珠郡玖珠町大字塚脇六七八番	別府市亀川中央町一二番一二号	〃	佐伯市中の島三丁目一二二七	〃	佐伯市鶴見大字沖松浦五一番	〃	中津市角木町六四番地四	日田市大字竹田三九五番地の一	〃	杵築市大田石丸一三九二番地	〃
訪問介護	訪問介護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	介護予防訪問看護	訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
令元・六・一	令元・五・二〇	〃	令元・五・一〇	〃	令元・五・一	〃	平三二・四・一六	〃	平三一・四・一五	〃	〃

令和元年七月三十日

大分県報(告示)

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 関係書類の縦覧
1 縦覧期間
令和元年七月三十日から同年十二月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

4 その他

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
B i v i 日出
速見郡日出町字佐尾三千二百四十四番一外二筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 山 崎 邦 夫

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外三者

変更一 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 宮 田 亮 史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外三者

変更二 株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 上 村 浩 司

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

外三者

4 変更の年月日

(一) 平成二十八年四月一日(株式会社マツモトキヨシ九州販売代表者変更)

(二) 平成三十一年四月一日(株式会社マツモトキヨシ九州販売代表者変更)

届出年月日

令和元年七月二日

令和元年七月三十日

大分県報(告示)

五

大分県告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和元年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

豊後大野市緒方町尾平鉦山字川向一五二番八・一五二番一六・一五二番一七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和元年七月三十日

指定番号	指定位置	大分県知事 広瀬 貞
別第元一二号	速見郡日出町大字大神字北三尺山三一八一番一	指定年月日
		道路の幅員
		道路の延長
		メートル
		メートル
		六・一〇
		四四・四二
		令元・七・一〇

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和元年七月十三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年七月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、五四五人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二二、一五三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 大分市 一三三、〇三〇人
- 別府市 三二、七六五人
- 中津市 一三、一六七人
- 日田市 一八、四五八人
- 佐伯市 二〇、六七二人
- 白杵市 一一、一四七人
- 津久見市 五、一九六人
- 竹田市 六、四〇三人
- 豊後高田市 六、四四二人
- 杵築市 八、四一三人
- 宇佐市 一五、九二〇人
- 豊後大野市 一〇、四三〇人
- 由布市 九、七一五人
- 国東市・姫島村 八、八五七人
- 日出町 七、九三〇人
- 九重町・玖珠町 七、一九九人

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

令和元年7月30日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

氏名	連絡先	本活動区域
本田 隆 憲	竹田市大字拜田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、富士緒井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年七月三十日

（退任役員）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
理事	後藤 康 憲	豊後大野市緒方町軸丸九二七番地
〃	嶺 幸 治	〃 緒方町草深野六六七番地一
〃	田 北 修	〃 緒方町小宛二四五番地
〃	後藤 秀 一	〃 緒方町辻七二三番地
〃	佐藤 修 一	〃 緒方町草深野二一四一番地
〃	本郷 養 平	〃 緒方町小宛一一八六番地
〃	宮崎 光 生	〃 緒方町上自在四四八番地
〃	河野 和 博	竹田市大字片ヶ瀬一八二九番地
〃	後藤 友 美	豊後大野市緒方町軸丸二八二八番地
〃	板井 重 俊	〃 緒方町寺原一〇〇八番地
監事	佐藤 勝 幸	〃 緒方町草深野二一三八番地
〃	後藤 安 彦	〃 緒方町小宛五二三番地
〃	吉良 郁 雄	〃 緒方町軸丸三〇六九の一番地
役名	氏名	住 所
理事	宮崎 光 生	豊後大野市緒方町上自在四四八番地
〃	渡邊 定 夫	〃 緒方町辻一一八番地四
〃	阿南 栄 一	〃 緒方町小宛七四番地一

令和元年七月三十日

〃	弓 虎 文	〃 緒方町軸丸三六九五番地
〃	後藤 友 美	〃 緒方町軸丸二八二八番地
〃	田 北 良 澄	〃 緒方町寺原一〇三七番地
〃	船越 正 克	〃 緒方町草深野一二四七番地
〃	嶺 泰 宏	〃 緒方町草深野五六三番地一二
〃	深田 忠 治	竹田市大字片ヶ瀬四二四番地
〃	田部 誓 三	豊後大野市緒方町小宛一四一八番地
監事	嶺 幸 治	〃 緒方町草深野六六七番地一
〃	兒玉 壽 敬	〃 緒方町辻八七七番地
〃	由見 治 郎	〃 緒方町軸丸二八三一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、昭和宮三土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年七月三十日

（退任役員）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
監事	田尻 賀 昭	豊後大野市清川町砂田一四六二番地八
〃	萩原 和 成	大分市大字猪野一六〇八番地の三マンション猪野ハイツ七七〇七
役名	氏名	住 所
監事	吉野 誠 治	豊後大野市清川町三玉一一一六番地
〃	萩原 一 博	大分市大道町五丁目八番一四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、伊美郷土

大分県報（公告）

地改良区（国東市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
役名	氏名	住 所	住 所
理事	大石 時夫	国東市国見町赤根二一〇三番地一	〃
〃	芹川 利雄	〃 国見町千燈四八二番地	〃
〃	吉武 久記	〃 国見町野田九四七番地	〃
〃	伊藤 勝義	〃 国見町野田二七七五番地	〃
〃	都留 喜多男	〃 国見町中九七三番地一	〃
〃	鹿島 敏幸	〃 国見町中五五四番地	〃
〃	有定 旭	〃 国見町伊美二二〇九番地三	〃
〃	森吉 一利	〃 国見町伊美二四〇七番地二	〃
〃	藤本 勝信	〃 国見町伊美二の二七一一番地一五	〃
監事	河野 通明	〃 国見町千燈八六二番地	〃
〃	池田 芳夫	〃 国見町中一〇一三番地	〃
〃	峯野 律雄	〃 国見町伊美一七八九番地	〃
（就任役員）		住 所	
役名	氏名	住 所	住 所
理事	大石 時夫	国東市国見町赤根二一〇三番地一	〃
〃	川上 鉄之助	〃 国東町富来浦一八五一番地三八	〃
〃	大塩 照明	〃 国見町野田九三九番地	〃
〃	伊美 哲二	〃 国見町野田二五四〇番地四	〃

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
県立学校ネットワーク機器一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県教育庁教育財務課
大分県大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日
令和元年七月三日
- 四 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社九州支社 支社長 白石 浩司
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番三十五号
- 五 落札金額
百三万七千八百八十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和元年五月二十一日

○ 正 誤

令和元年五月十七日付け大分県報第四号に登載の大分県告示第二十五号(指定予定保安林)中の訂正

一	下	左から十五	(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	正
二	上	左から四	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	誤

(林) 中の訂正
 令和元年五月二十四日付け大分県報第六号に登載の大分県告示第四十三号(指定予定保安林)中の訂正